

新潟市急患診療センター診断書手数料の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，新潟市急患診療センター診断書手数料の徴収を，平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの期間，次のとおり委託したので，同施行令第 1 5 8 条 2 項の規定により告示する。

平成 2 8 年 4 月 1 日

新潟市長 篠 田 昭

記

- 1 徴収事務を行う施設の名称及び場所  
名称 新潟市急患診療センター  
場所 新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 1 1 号
- 2 徴収事務受託者  
新潟市中央区紫竹山 3 丁目 3 番 1 1 号  
一般社団法人 新潟市医師会  
代表者 会長 藤田 一隆